

トピックス



CITY TOPICS

4月から 後期高齢者医療制度が 始まります

現在の老人保健制度が、4月1日から後期高齢者医療制度という新しい医療制度へ変わります。対象となるのは、75歳以上の方と65歳以上の一定の障害がある方です。

後期高齢者医療制度の対象となる方には、新しい保険証を3月下旬に配達記録郵便でお届けします。保険証が手元に届きましたら、記載されている住所、氏名などを

確認してください。
新しい保険証は、4月1日から使用してください。

なお、現在お使いの老人保健法医療受給者証と健康保険証は、4月以降使えなくなり、老人保健法医療受給者証や国民健康保険の保険証は市内に設置する回収箱へ返却してください。

国民健康保険以外の保険に加入されている方は、各健康保険組合へ問い合わせください。

4月に入っても保険証が届かない場合は、市民窓口グループへご連絡ください。

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎ 52-11111 (内線227)

「回収箱」設置施設

施設名	休日
市役所	月曜～金曜の祝日
中央公民館(市民センター)	なし
大山公民館	
吉浜公民館	
高取公民館	
高浜南部公民館	
いきいき広場	火曜日、祝日の翌日
勤労青少年ホーム	
東海児童センター	
翼児童センター	火曜日
図書館	

高額医療・高額介護 合算制度

後期高齢者医療または国民健康保険(国保)と介護保険との自己負担の合計額が著しく高額になる場合の負担を軽くする制度が平成20年4月から始まります。

世帯の医療費の自己負担と介護保険の自己負担とがあつた場合、それを合算した額が次の限度額を超えた場合に超えた分を支給します。この限度額は一年間の世帯の同一の医療保険と介護保険との自己負担の合計で計算をします。(ただし、初年度の平成20年度は平成20年4月から平成21年7月31日までの16ヶ月分で計算をします)ので、限度額が表のカッコ内の額となります。

なお、申請方法や申請時期については現在検討中ですので、決定しましたら広報たかはまでお知らせします。

※国保+介護保険の場合において、父母がともに70歳から74歳で、子が70歳未満の世帯については、70歳から74歳の父母の分と70歳未満の子の分をそれぞれの自己負担に応じて別計算をし、世帯全員分を合算します。計算方法の詳細については、市民窓口グ

グループへお問い合わせください。
問合せ先

市役所市民窓口グループ

☎ 52-11111

後期高齢者医療担当(内線227・217)
国民健康保険担当(内線216・261)

	後期高齢者医療+介護保険	国保+介護保険(70～74歳の者がいる世帯)	国保+介護保険(70歳未満の者がいる世帯)
現役並み所得者(上位所得者)	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者	II(注1)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
	I(注2)	19万円(25万円)	

注1 低所得者II…住民税非課税世帯の方

注2 低所得者I…住民税非課税世帯で世帯所得が一定以下の方